

平成 22 年 2 月 4 日

各 位

静岡大学大学院法務研究科長
田 中 克 志

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃、本大学院法務研究科には、ご支援を賜り、改めて御礼を申し上げます。

さて、新司法試験の合格者数が伸び悩んでいるなか、本法務研究科といたしましては合格者数を増やすべく日々教育内容・環境の改善に取り組んでまいりました。

例えば、授業アンケートの全科目での実施、その授業改善への活用、成績分布の一覧表の作成による成績評価状況の共有、基礎知識の確実な修得と論文作成能力を向上させる授業での対策、GPA制度の導入による進級認定や修了認定の厳格化、成績評価基準の明確化など、そして、これら授業内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を行う場としてのFD全体会議（教員全員が構成員）の定期的開催、法科大学院教育に関するシンポジウムや研究会への参加、学生向けに新司法試験の問題講習会や合格者との懇談会開催、修了生についての法務研修生制度の新設、専用図書室の新設・充実、教育体系（カリキュラム）の改訂、既修者と未修者とを別枠とする入試制度への改定、奨学金制度の拡充などです。

しかし、過日、新聞報道でご承知のことと存じますが、「平成 21 年 4 月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）」（平成 22 年 1 月 22 日）では、なおも改善が不十分として厳しい評価を受けたところです。

この「改善状況（まとめ）」は、上記法科大学院特別委員会に設けられた第 3 ワーキング・グループがすべての法科大学院について実施した法科大学院教育の改善状況についてのフォローアップ（調査）の結果をまとめたものです。*

* 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、平成 21 年 4 月 17 日、法科大学院修了者の質が十分でないとの指摘が一部でなされ、法科大学院の教育のあり方についても問われるなかで、法科大学院における教育の質の一層の向上を図るため、法科大学院における教育の質の保証の在り方についての改善方策を『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）』としてまとめ、これを受けて、同特別委員会の第 3 ワーキング・グループが、すべての法科大学院から提出された改善計画を精査し、入学者選抜における競争倍率が低いなど、今後、入学者の質の確保がさらに困難となることが懸念されるなどに該当する 40 校にヒアリングを行い、さらに 26 校に実施調査を実施したもので、当該法科大学院は、指摘された課題を踏まえ、引き続き教育の質の向上に向けた取組が必要とされる。

本法科大学院に実施調査にいられた委員の所見は、「組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点がかがえる。また、具体的改善方法の検討も進んでいない状況にあるから、改善が着実に実施されているとは言い難い。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。」です。

そこで、上記の指摘を踏まえ、創設以来行ってきたFD活動を振り返ってみますと、教育実践や教育改善の向上は、一次的には担当教員の責任とされ、これを組織の責任として、その教育実践・改善や教育効果を発揮させる体制が不十分であり、ここに問題の所在があったと理解しております。

例えば、全教員が参加するFD全体会議については、これを定期的で開催し、とくに学期末にはおいては、その学期の全教員の教育内容・成績評価・改善点・工夫等に関し、授業アンケートの結果も含め、これらを記載した「FD報告書」をもとに報告を受け、全教員がその状況を共有することなどを行ってまいりました。しかし、個別教員の教育実践・改善に関し、複数の教員が授業現場に入ってチェックするとともに助言をし、他方、試験問題・採点・成績評価などを精査するなど、改善に確実に繋げていくことが十分になされておりました。

以上の反省から、

- ① 改善策の実施を確実にするための組織的体制の強化
- ② 授業・試験問題・採点・成績評価など教員の個々の教育活動について、その客観性を担保するため担当教員以外の複数の教員がチェックし、改善へと確実に繋げる体制の構築
- ③ 個別学生の指導、授業外でのフォローアップ体制の強化

を柱とした改善策（別紙参照）を取り纏め、残り少なくなりましたが今学期から実施に移しております。

以上、状況と改善方策についてご説明を申し上げましたが、よろしくご理解をいただくとともに、変わらぬご支援を賜りますよう切にお願いする次第です。

敬具

同封の資料

- ① 「平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）」（平成22年1月22日）
- ② 「平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）」（平成22年1月22日）による指摘事項と改善方策

『平成 21 年 4 月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）』（平成 22 年 1 月 22 日）による指摘事項と改善方策

静岡大学大学院法務研究科

1 指摘事項

「組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点がかがえる。また具体的改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言い難い。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。」

2 問題点の所在

上記の指摘を踏まえ、創設以来行ってきたFD活動を振り返ると、教育実践や教育改善の向上は、一次的には担当教員の責任とされ、これを組織の責任として、その教育実践・改善や教育効果を発揮させる体制が不十分であり、ここに問題の所在があった。

例えば、全教員が参加するFD全体会議については、これを定期的に行き、とくに学期末にはおいては、その学期の全教員の教育内容・成績評価・改善点・工夫等に関し、授業アンケートの結果も含め、これらを記載した「FD報告書」をもとに報告を受け、全教員がその状況を共有することなどを行ってきた。しかし、個別教員の教育実践・改善に関し、複数の教員が授業現場に入ってチェックするとともにアドバイスをし、他方、試験問題・採点・成績評価などを精査するなど、改善に確実に繋げていくことが十分になされていなかった。

3 指摘事項に係る現状と改善の取り組み

現状をふまえ、問題点を洗い出した上で、指摘された具体的改善方策を下記のように明確化し、全教員が共有化する。さらに、これらについて外部からのチェックとアドバイスを受けるため、既存の「法科大学院評価諮問委員」制度を大幅に拡充強化し、改善の確実な実施と実効性の確保をはかる。

3-1 組織的なFD活動と授業内容の改善

(1) 授業アンケート及び授業参観を効果的な授業改善に繋げる取り組み

(a) 授業アンケートに基づく授業改善

[1] 現状

全授業につき、「中間」及び「期末」に授業アンケートを実施。その内容について担当教員が学生に応答するとともに、授業内容及び改善措置等をFD報告書に記載する。教員全員が参加するFD全体会議において、授業・成績評価等の授業実践とあわせ報告することで共有化する。平成21年11月から、FD報告書を学生に公開している（平成21年度前期授業分から公開）。

[2] 問題点

授業アンケートに基づく授業改善が一次的には担当教員に任されているため、改善へと確実に繋げる組織的な仕組みが用意されていなかった。そのため実効性に欠けていた。

[3] 改善策

授業アンケートの結果を、分野別の複数教員により構成されるFD分野別会議において相互に検討することで、授業改善を確実に進める。平成21年度後期の授業アンケートから実施する。

(b) 組織的な授業参観による授業改善

[1] 現状

各教員が任意の授業を選択・参観し、参観報告書を作成し、FD専門委員会に提出する。その報告書を授業担当者に交付し、授業改善の資料とする。

[2] 問題点

授業参観の実施率が低い。参観報告書に記載した授業内容・方法についてのコメントに基づく授業改善実施は授業担当者に任されている。そのため、授業改善の実効性に欠けていた。

[3] 改善策

事前に参観計画を策定して実施する。参観計画では、全授業について複数の教員が複数回参観し、また、各教員が複数の授業を参観することを原則として立案する。参観報告書の書式を改め、参観者が具体的指摘を記載しやすくする。参観後の参観者による検討・助言の場を設ける。これに基づく改善措置実施状況も各教員がFD報告書に記載し、FD分野別会議において相互に検討する。これにより各授業の内容・方法の改善を確実に実施する。

平成21年度後期は、原則として全科目について参観を実施する。うち法律基本科目については、複数の参観者による客観的な検討・助言の機会を設ける。

平成 22 年度から、上記のように全科目について複数の参観者による客観的な検討・助言の機会を設ける。

(2) 先進事例の研究・実践

個別的な先進事例について、積極的に調査を行う。先進校から講師を招聘し、FD 全体会議において本法科大学院の教学上の問題点を指摘してもらう。

3-2 新司法試験の水準をにらんだ学生の指導体制の強化

前項の授業改善に加えて、学力向上をはかる抜本的方策をとり、新司法試験の合格率を格段に向上させる。

(1) 授業の内容と水準の適正化・成績評価の適正化

[現状]

授業内容・水準については、民事法・刑事法分野の授業間の調整を毎学期行っている。同じく試験問題についても相互に検討を行っている。成績評価については、司法試験問題の水準を考慮した「可」の水準を明文化した。「秀」・「優」の割合について、「秀」は概ね 5%、「優」と併せ概ね 30%とする基準を明文規定した。授業担当教員の責任で定期試験の答案へのコメント・答案の返却、試験問題に関する解説の配布、授業のまとめを実施している。さらに FD 全体会議での FD 報告書・成績分布表の配布などにより状況を共有している。

[問題点]

授業内容が、司法試験問題の内容・水準を意識して、構成されているかについての客観的なチェックが不足している。成績評価については、担当教員の報告を受けるにとどまっており、他の教員からの組織的なチェックをする体制となっていないことから、客観性に欠けていた。

[改善策]

FD 報告書に基づき、FD 分野別会議において授業内容・試験問題・答案・採点の検討を行う。平成 21 年度後期授業分から実施する。

(2) 個別学生毎の指導

[現状]

学期末に、教務委員長・法律基本科目担当教員・指導教員による個別面談を実施し、学習面のアドバイスをするとともに、その内容を FD 全体会議で報告し、状況の共有化を行っている。

平成 21 年度より GPA による進級制限及び修了制限制度を導入・実施した。

[問題点]

個別面談が学力向上につながっているかのチェックがされていない。成績が芳しくない学生に対し、他の進路を勧めるなどの厳しいアドバイスまでは行っていない。

[改善]

導入したGPAの結果をベースとして、学生ごとの成績データを集積し、それをベースに学修上のアドバイスをおこなう。学業の継続の可否も含め、アドバイスを。平成21年度後期から実施する。

(3) 授業外でのフォローアップ体制の構築

[現状]

第1期生の司法試験合格実績を踏まえ、とくに1年次の法律基本科目に係る授業においては、基礎知識の確実な修得・論文作成能力の向上のため、いっそう工夫する方針のもと、これが実施された。実践内容は、各教員がFD報告書に記載し、FD全体会議において報告また、幾つかの学生の自主ゼミに教員が助言者として参加している。

[問題点]

学生個々の状況に応じたきめの細かい指導ができていない。授業では時間的制約があるため、十分な指導ができない。

[改善]

学修支援体制（憲法、民法、刑法について学修支援ゼミ、長期休暇中の集中学修支援ゼミなど）を、外部の弁護士等の協力を得つつ、岳法会の活動と調整しながら実施する。平成21年度春休みから開始する。

4 改善策の確実な実施のための体制構築

上記の改善策の実施を確実とするための組織的体制を強化する。

[現状]

教学改善のためのFD全体会議を研究科委員会とは別日程で時間をとり開催している。科目分野ごとの内容の調整は毎学期担当者によりおこなわれている。

法科大学院設立の平成17年度より「法科大学院運営諮問評価会議」を設置し、平成21年度からは「法科大学院運営諮問委員」制度とし、外部からの評価を受ける体制をとっている。

[問題点]

科目分野ごとの打ち合わせの体制が不十分である。

運営諮問評価会議の開催回数が少なく、書類審査にとどまっていた。その対策として「委員」制度に改めたが、なお改善策を確実に実施するためには不十分である。

[改善]

科目分野ごとの打ち合わせをFD分野別会議として明確に位置づけ、その検討・改善状況をFD全体会議で共有化し、各授業科目の教学改善が効果的に進むようにする。

運営諮問評価委員に、法科大学院の事情に詳しい、他の法科大学院関係者や新司法試験合格者たる弁護士等をさらに加え、年間を通じて、第三者からのチェックを受け、上記改善策の確実な実施をはかる。新委員の人選を速やかに行い、平成22年度当初から委嘱する。